

競走馬生産振興事業補助実施要綱
(令和6年度)

地方競馬全国協会

地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱

(平成 17 年 3 月 24 日 16 地全協畜第 128 号)

最終変更 令和 6 年 3 月 19 日 令和 5 地全協畜第 132 号

(趣旨)

第1条 地方競馬全国協会(以下「協会」という。)は、地方競馬全国協会業務方法書第 51 条の4の規定に基づき、第2条第2項に掲げる団体が行う競走馬の生産の振興に資するための事業に係る経費について、毎年度、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助の対象とする事業(以下「補助事業」という。)の選定及び実施並びに補助の方法等に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助事業の選定の基準)

第2条 補助事業の範囲は、別表に掲げる事業、その他競走馬の生産の振興上特に必要と認めるものとし、補助事業の実施期間は、別表に掲げる事業ごとに定める期間とする。

2 補助事業を行う事業主体(以下「事業実施主体」という。)は、次に掲げる団体の中から、協会に設置する競走馬生産振興補助事業に係る審査委員会の審査を経て、協会が事業実施主体候補者として決定し、その後補助金の交付の決定を行った団体とする。

(1) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人

(2) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人

(3) 農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその総株主の議決権(株主総会において議決することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 879 条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式に係る議決権を含む。)の過半数を有する法人

(4) 農業を主たる事業として営み、かつ、養畜の業務を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法第 575 条第1項に規定する持分会社

ただし、株式会社にあつては、株主の総数が 50 人以下であり、かつ、公開会社(会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でないものとし、持分会社にあつては、その法人の常時従事者たる社員(その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。)が、業務を執行する社員の数の過半を占めていること。

(5) 畜産を営む個人が直接の主たる構成員となっている団体

ただし、当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること。

ア 目的として、共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の規定を含んでいること。

イ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続きを明らかにしていること。

ウ 意思決定の機関及びその方法についての定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

エ 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。

オ 収支計算書及び会計帳簿を作成している等、財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

(6) 高等学校又は大学(大学共同利用機関法人を含む。)

(7) 前各号に掲げるもののほか、協会が適当と認める団体

3 補助の対象は、別表に掲げるものとし、次に掲げる経費については補助しない。

(1) 現に国等の行う補助の対象となっているものに要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

(2) 土地、建物又は構築物の買収又は貸借に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

(3) 建物又は構築物の増・移・改築、模様替、併設、合体又は更新に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

(4) 物品の更新又は消耗的物品、古品の購入に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

(5) タクシー及びレンタカーによる移動に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

(補助金の額の算出の方法)

第3条 補助金の額は、各事業について別表に掲げる補助率等により算出した額以内の額とする。

(補助事業の実施)

第4条 補助事業は、当該事業を実施するその年の4月1日以後に開始し、翌年の3月31日までに完了しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事情があつて第7条第3号の承認を受けた場合及び事業実施主体候補者の会計年度が協会と異なる場合であつて、協会が事業の円滑な実施を図るため特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助事業の選定の申請)

第5条 補助事業の選定の申請をする者は、別紙様式第1号による選定申請書を協会が定める期日までに協会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由によるものであつて協会が特に認める場合にあつては、この限りではない。

2 補助事業の選定の申請をする者は、前項の規定による選定申請書を提出するにあつて、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にはこの限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 協会は、前条第1項の規定により補助事業の選定の申請があつた事業につき適当

であると認めるときは補助事業として選定のうえ補助金の交付の決定をする。この場合において、適正な補助事業が行われるようにするため必要があるときは、補助事業の選定の申請に係る事項につき修正を加えることがある。

(補助事業の着工又は着手)

第7条 施設整備事業の着工(機械の発注を含む。)は、当該年度の補助金の交付の決定に基づいて行うものとする。ただし、交付決定前に、事業実施主体候補者から別紙様式第11号によりその理由を明記した事前着工に係る協議があり、協会が地域の実情に応じ、事業の効率的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ないものと認めた場合は、交付決定の通知を受けた範囲において補助の対象とすることができる。

2 施設整備事業以外の事業の着手は、当該年度の補助金の交付の決定に基づいて行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急やむを得ない事情により、交付決定前に、事業実施主体候補者から、別紙様式第12号によりその理由を明記した事前着手届の提出があった場合は、交付決定の通知を受けた範囲において補助の対象とすることができる。

3 事業実施主体候補者は、第1項又は第2項のただし書により補助事業の事前着工又は着手をする場合、選定申請内容の一部又は全部が交付決定されない場合があること、及び補助金の交付の決定までのあらゆる損失等について自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付の条件として付する事項は、別表に掲げる補助事業の要件及び次に掲げる事項とする。

- (1) 事業実施主体は、協会が指定した経費に係る補助金については、相互に流用しないこと。
- (2) 協会が指定したものの数量について、その2割を超えて変更しようとする場合には、別紙様式第2号による変更承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けること。
- (3) 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合には、別紙様式第3号による延期承認申請書をすみやかに協会に提出して承認を受けること。
- (4) 事業実施主体は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び遂行状況を記載した書類をすみやかに協会に提出して指示を受けること。
- (5) 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止したときは、別紙様式第4号による中止又は廃止報告書をすみやかに協会に提出すること。
- (6) 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定したものを廃用しようとするときは、別に定める期間を経過した場合を除き、別紙様式第5号による廃用処分承認申請書をすみやかに協会に提出して承認を受けること及び当該承認にあたって条件を付された場合には当該条件を遵守すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか補助金の交付の目的を達成するため必要と認めて付する事項

(補助金の交付の決定の通知)

第9条 協会は、第6条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助事業の選定の申請をした者に補助事業として選定した旨並びに補助金の交付の決定の内容及び前条の規定により協会が付した条件を通知する。

2 協会は、前条第2号に掲げる変更を承認したときは、事業実施主体に対し変更した交付の決定の内容を通知する。

(補助事業の選定の申請の取下げ)

第10条 補助事業の選定の申請をした者は、前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその理由を記載した書類を協会に提出して申請の取下げをすることができる。この場合には、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による補助金の交付の決定の取消し等)

第11条 協会は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 協会は、前項の規定により取り消し、又は変更したときは、その内容を事業実施主体に通知する。

(事業実施主体の名称変更)

第12条 事業実施主体候補者又は事業実施主体がその名称を変更した場合にあっては、その理由を記載した書類をすみやかに協会に提出しなければならない。

(補助事業の完了等の報告)

第13条 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、別紙様式第6号による完了報告書を補助事業の完了の日から起算して2か月を経過した日までに協会に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、補助事業完了時における前項に基づく報告書の提出にあたっては、別紙様式第1号の事業計画・目標等に照らして、その事業実施状況等を評価し、その結果を別紙様式第7号による個別評価結果等報告書により、補助事業の完了日から起算して2か月を経過した日までに協会に提出しなければならない。

3 第5条第2項ただし書の規定により補助事業の選定の申請をした事業実施主体は、前項の規定による完了報告書の提出にあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第5条第2項ただし書の規定により補助事業の選定の申請をした事業実施主体は、第1項の規定による完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項

の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式第8号による仕入れに係る消費税等相当額報告書によりすみやかに協会に報告するとともに、協会からの指示に基づきこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合にあっても、その状況等について、次条の確定の通知のあった日の翌年6月30日までに別紙様式第8号により協会に報告しなければならない。

(補助金の額の確定とその通知)

第14条 協会は、前条第1項の規定による完了報告書の提出を受けた場合には、当該報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付の決定をしたときの補助金の額(第9条第2項の規定による交付の決定の変更又は第11条第2項の規定による取消し若しくは変更をしたものについてはその額)の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し事業実施主体に通知する。

(補助金の交付の方法)

第15条 補助金の交付は、精算払の方法による。ただし、協会が特に必要と認めた補助事業については、概算払をすることがある。

2 事業実施主体は、前項ただし書きによる概算払を必要とする場合は、別紙様式第13号による概算払交付申請書を協会に提出すること。

(補助金の交付の決定の取消し)

第16条 協会は、事業実施主体が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 協会は、協会の交付する補助金の全部又は一部を財源として当該補助金の交付の目的に従って交付される補助金(以下「間接補助金」という。)の交付の対象となる事業(以下「間接補助事業」という。)を行う者(以下「間接補助事業者」という。)が、間接補助金を他の用途に使用し、又は間接補助事業に係る補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反した場合には、事業実施主体に対し当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

4 協会は、補助金の交付の決定の取消しをしたときは、事業実施主体に通知する。

(補助金の返還)

第17条 事業実施主体は、第11条又は前条の規定による取消しを受けた場合において、すでに補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、補助金を返還しなければならない。

2 事業実施主体は、第8条第6号及び第19条第2項の規定による承認を受けようとする場合、協会が別に付した条件において返還すべき補助金があるときは、その定める納期日までに補助金を返還しなければならない。

- 3 事業実施主体は、第 14 条の規定により補助金の額が確定された場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、その超える部分の補助金を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金の納付)

- 第 18 条 事業実施主体は、第 16 条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。
- 2 事業実施主体は、第 13 条第4項及び前条の規定により協会に補助金を返還しなければならない場合において、当該補助金の納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。
- 3 前2項の場合において、協会がやむを得ない事情があると認めるときは、加算金若しくは延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(財産処分の制限)

- 第 19 条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定するものを、協会の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により協会の承認を受けようとするときは、別紙様式第9号による財産処分承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認にあたっては、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付することができる。

(報告の徴収)

- 第 20 条 協会は、事業実施主体又は間接補助事業者に対し、補助事業又は間接補助事業遂行状況、補助事業又は間接補助事業の経理等に関する報告を求めることがある。
- 2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が前条第1項の規定により指定したものの全部又は一部が、天災地変その他やむを得ない事由により滅失した場合には別紙様式第 10 号による滅失報告書、移転又は移築した場合にはその旨を記載した書類をすみやかに協会に提出しなければならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。
- 3 事業実施主体は、補助事業により取得した財産であって協会が指定したものについて、当該補助事業年度(当該補助事業について第6条の規定による交付の決定のあった日の属する年度をいう。)の次年度以降3年間毎年度その利用状況につき翌年の8月 31 日までに協会に報告しなければならない。

(補助事業及び間接補助事業の監査)

- 第 21 条 協会は、補助事業及び間接補助事業の適正を期するため必要があるときは、監

査を行う。この場合には、事業実施主体及び間接補助事業者はこれを拒んではならない。

- 2 協会が特に指定した事業については、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第3項に規定する監査法人による監査を実施することがある。

(帳簿等の保管)

第22条 事業実施主体又は間接補助事業者は、補助事業又は間接補助事業に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、第14条の規定による確定通知を受理した日の属する年度の次年度から起算して5年間(第19条第1項ただし書の規定により協会が処分制限期間を定めた財産にあつてはその期間(その期間が5年を下回るときは5年間))整理保管しなければならない。

(雑則)

第23条 補助事業について、補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体がこの要綱の規定により協会に提出する書類は、1部とする。

- 2 協会は、補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体にこの要綱の規定する提出書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 3 補助事業の実施及び補助の方法に関しては、この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則(令和5年4月1日)

- 1 この要綱の一部変更は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の一部変更による変更後の規定は、令和5年度以降の補助事業から適用し、令和4年度以前に選定した補助事業については、なお、従前の例による。

附 則(令和6年3月19日)

- 1 この要綱の一部変更は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の一部変更による変更後の規定は、令和6年度以降の補助事業から適用し、令和5年度以前に選定した補助事業については、なお、従前の例による。
- 3 この変更の実施の際現に存する変更前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別 表

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
I 競走馬の改良増殖推進事業	(1) 軽種馬の登録推進 家畜改良増殖法に基づく登録業務であること。	第2条第2項各号に掲げる団体	登録推進費 〔馬名登録業務・マイクロチップ埋込業務含む。〕	定額	令和5年から5年間以内
	(2) その他 競走馬の生産の振興に資するため、特に必要であると認められるもの。	第2条第2項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。
II 競走馬の防疫衛生対策事業	(1) 生産育成地馬防疫推進 ア 馬の日本脳炎、破傷風、インフルエンザ及び馬ゲタウイルス感染症予防のため、1歳馬、2歳馬、繁殖牝馬及び競走用育成馬等(軽種及び重種)に対し、予防接種を行うものであること。 イ 事業実施主体が作成した生産育成地馬防疫推進事業実施要領に基づき実施すること。	第2条第2項各号に掲げる団体	育成馬等予防接種費 予防液等購入費 獣医師手当 育成馬等予防接種旅費 推進事務費	1/2以内とし、標準事業費を別に定める。 定額 定額	令和5年から5年間以内
	(2) その他 競走馬の防疫推進に資するため、特に必要であると認められるもの。	第2条第2項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
III 経営基盤強化対策事業	<p>(1) 軽種馬経営高度化指導研修(軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)</p> <p>ア 関係機関が一体となって軽種馬経営に対する指導強化を図るものであって、以下の①から⑩のいずれかの要件に該当するものであること。</p> <p>① 技術指導者の養成のための研修の実施 ② 生産者等を対象とした研修等の実施 ③ 軽種馬生産の担い手のための経営等に関する研修の実施 ④ 研修受講支援の実施 ⑤ 専門技術者による巡回指導等の実施 ⑥ 生産育成技術等に係るデータの収集・分析・提供 ⑦ 生産者等に対する技術普及指導等の実施 ⑧ 専門技術者等による生産者への指導等の実施 ⑨ 生産地に係る調査の実施 ⑩ 研修施設の整備・運用</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬経営高度化指導研修(軽種馬経営技術指導者養成・技術普及)事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	軽種馬経営技術指導者養成・技術普及事業費 推進事務費	定 額 定 額	令和5年から5年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
	<p>(2) 軽種馬経営高度化指導研修(人材養成支援)</p> <p>ア 強い馬づくりに取り組む担い手(人材)の養成を図るものであって、以下の①から③のいずれかの要件に該当するものであること。</p> <p>① 生産育成牧場の就業者の養成施設で学ぶ者に対する修学奨励金の交付</p> <p>② 生産育成牧場の就業者に対し、高度な知識・技術の習得を図るための海外研修の実施</p> <p>③ 生産育成牧場への就業者参入促進の実施</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬経営高度化指導研修(人材養成支援)事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	<p>経営高度化指導研修事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p>	令和5年から5年間以内
	<p>(3) 優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備)</p> <p>ア 強い馬づくりを推進するため、優良種牡馬の導入による全国規模での種牡馬の供給体制を整備するものであること。</p> <p>イ 安定的な種牡馬供給を促進するため、以下の①及び②の事項についての規程が整備されていること。</p> <p>① 種付料、配合予定頭数、種付条件等に係る事項</p> <p>② 種牡馬の配合等の決定にあたり、あらかじめ第三者を含めた関係者からの意見を聴取する旨の事項</p> <p>ウ 事業実施主体が作成した優良繁殖馬導入促進(優良種牡馬整備)事業実施要領に基づき事業を実施すること。</p> <p>エ 上記の他導入する種牡馬のその他の要件は別に定める。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	<p>種牡馬導入費</p> <p>(種牡馬購入費、輸送費、輸送保険料、検疫料、購買旅費及び精液検査費等)</p> <p>推進事務費</p>	<p>1頭あたりの種牡馬導入費12,000,000ドル(USD)までは定額とし、これを超える額は2/3以内とする。</p> <p>定 額</p>	令和5年から5年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
	<p>(4) 優良繁殖馬導入促進(優良繁殖牝馬整備)</p> <p>i) 優良繁殖牝馬導入促進事業 ア 優良な繁殖牝馬群を整備するため、担い手生産者等の優良繁殖牝馬導入を促進させるものであること。</p> <p>イ 事業実施主体が作成した優良繁殖馬導入促進(優良繁殖牝馬導入促進)事業実施要領に基づき実施すること。</p> <p>ii) 繁殖牝馬流通活性化事業 ア 優良な競走馬を生産するための繁殖牝馬群の安定的な確保を図るため、市場上場等を促進することにより、現役を引退した優良な牝馬等の生産現場への流入など、繁殖牝馬の流通を活性化させるものであること。</p> <p>イ 事業実施主体が作成した優良繁殖馬導入促進(繁殖牝馬流通活性化)事業実施要領に基づき実施すること。</p>	<p>第2条第2項各号に掲げる団体</p>	<p>優良繁殖牝馬導入促進事業費</p> <p>繁殖牝馬流通活性化推進事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p>	<p>令和5年から5年間以内</p>

補助事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
	<p>(5) 軽種馬生産基盤整備対策</p> <p>i) 放牧地等整備事業 強い馬づくりの推進、草地の生産性の向上を図るものであって、以下の①から③のいずれかの要件に該当するものであること。</p> <p>① 放牧地の拡充、遊休農地の活用、採草地から放牧地への転換等により、一定の面積を有する放牧地の整備</p> <p>② 採草地の新規造成・拡充、一定の面積を有した採草地の更新等の整備</p> <p>③ 良好な放牧管理や安全管理を行う上で必要となる放牧地内及び放牧地に隣接する場所に設置する付帯設備の整備</p> <p>ii) 機械リース事業 ア 軽種馬生産の担い手・新規就農者及び面積を拡大した者が生産の基盤となる草地の維持・管理・整備や生産性向上に資する省力化等を実現する取組みを適切に行うにあたって必要な作業の効率化・高度化等を図るための草地管理用の機械装置のリースであること。</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬生産基盤整備対策事業実施要領に基づき実施すること。</p> <p>iii) 土地活用事業 ア 軽種馬生産者が、新たに農地を一定の面積以上拡大した際に、対象の農地に既に存する生産育成設備の補改修であること。</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬生産基盤整備対策事業実施要領に基づき実施すること。</p>	<p>第2条第2項各号に掲げる団体</p>	<p>軽種馬生産基盤整備対策事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p>	<p>令和5年から5年間以内</p>

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(6) 軽種馬海外流通促進</p> <p>ア 国内生産馬の海外への販路拡大を図るものであって、以下の①から④のいずれかの要件に該当するものであること。</p> <p>① 海外市場及び海外取引に関する各種調査の実施</p> <p>② 海外向け情報提供、海外関係者へのプロモーション及び国内招聘等による海外販路拡大活動の実施</p> <p>③ 輸出相手国の軽種馬関係者に対する技術指導等の実施</p> <p>④ セリ市場、検疫施設等国内輸出環境の整備</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬海外流通促進事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	<p>軽種馬海外流通促進事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p>	令和5年から5年間以内
	<p>(7) 競走馬のふるさと情報収集提供</p> <p>ア 競馬の活性化と競走馬の産地経済の安定化を図るものであって、以下の①から③のいずれかの要件に該当するものであること。</p> <p>① 競走馬の生産地における情報の収集、整理、提供等の実施</p> <p>② 競走馬・競馬ファン等を対象とした生産地見学の推進</p> <p>③ 生産地に所在する観光施設、宿泊施設等の情報の収集及び提供</p> <p>イ 事業実施主体が作成した競走馬のふるさと情報収集提供事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	<p>競走馬のふるさと情報収集提供事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p>	令和5年から5年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
	<p>(8) セリ市場運営活性化</p> <p>ア 軽種馬の市場取引の活性化を通じて、軽種馬取引の活発化・安定化を図るものであって、以下の①から⑧のいずれかの要件に該当するものであること。</p> <p>① 市場の運営円滑化のための支援の実施 ② 市場活性化のためのオンラインシステム等の活用を推進するための支援の実施 ③ 市場活性化及び産駒販売促進のための情報提供支援の実施 ④ 市場上場馬の売却促進及び良質馬の確保のための奨励金交付の支援の実施 ⑤ トレーニングセールでのアナボリック・ステロイド等検査の情報開示を推進するための補助金の交付 ⑥ 馬市場に上場するための獣医学的馬体検査の情報開示を推進するための補助金の交付 ⑦ 市場に上場するためのセリ馴致及び育成調教を推進するための補助金の交付 ⑧ 市場への上場を促進するために輸送費への補助金の交付</p> <p>イ 事業実施主体が作成したセリ市場運営活性化事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	セリ市場運営活性化事業費 推進事務費	定 額 定 額	令和5年から5年間以内
	<p>(9) 軽種馬医療安定化</p> <p>ア 軽種馬生産地における医療安定化のため、全国規模でのユニバーサルドナー(輸血用の血液供与馬)の供給体制を整備するものであること。</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬医療安定化事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	軽種馬医療安定化事業費 推進事務費	定 額 定 額	令和5年から5年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
	<p>(10) 離農跡地取得等借入資金融通</p> <p>ア 将来の軽種馬生産を担う新規就農者及び経営継承者を対象として、離農跡地の取得等のために長期・低利資金を供給するとともに保証基盤の強化を行うものであって、積極的な離農跡地の活用と軽種馬生産地における生産基盤の維持・確保を図るものであること。</p> <p>イ 事業実施主体が作成した離農跡地取得等借入資金融通事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	<p>離農跡地取得等借入資金融通事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p>	令和5年から5年間以内
	<p>(11) 軽種馬生産者等経営安定化(飼料等高騰対策)</p> <p>ア 急激な飼料等の価格高騰により影響を受けた軽種馬生産者に対して、軽種馬生産の安定的な経営の継続を図るための取組みに対して支援する事業であること。</p> <p>イ 事業実施主体が作成した軽種馬生産者等経営安定化(飼料等高騰対策)事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	<p>飼料等高騰対策事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p>	令和5年から5年間以内
	<p>(12) 災害等緊急支援特別対策</p> <p>ア 軽種馬生産地等における大規模な災害等による被害に対して、軽種馬生産の安定的な経営の継続を図るために必要となる緊急的な取組みに対して支援する事業であること</p> <p>イ 事業実施主体が作成した災害等緊急支援特別対策事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第2項各号に掲げる団体	<p>災害等緊急支援特別対策事業費</p> <p>推進事務費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p>	令和5年から5年間以内

別紙様式

様式第1号

〇〇年度競走馬生産振興事業選定申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地
名 称
代表者氏名

〇〇年度において下記のとおり事業を実施したいので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第5条第1項の規定により補助事業の選定の申請をいたします。また、選定のうへは、この補助事業に係る補助金〇,〇〇〇円の交付方よろしく願いいたします。

なお、補助金の交付の決定のうへは、同要綱の各規定及び特に付された条件等に従って補助事業を実施することを誓約いたします。

記

1 事業実施主体の内容

- (1) 設立年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- (2) 組合又は会の区域
- (3) 組合員又は会員数 (〇〇年〇〇月〇〇日現在)

2 補助事業名

3 補助事業を必要とする理由

4 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	備考
		協 会							
	円	円	円	円	円	円	円		
計									

- (注) ア 仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とし、備考欄に「含む税額」と明示すること。
イ 消費税及び地方消費税仕入控除の適用を受けない場合は、備考欄に「税該当なし」と明示すること。

5 補助事業の完了期日 ○○年○○月○○日

6 補助事業の実施場所

7 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画・目標

(1) 成果指標(※1)

項目	単位	基準値 ※2 (○年度)	※3 当該年度目標	中長期目標 ※4 (○年度)	検証 ※5 データ等

(2) 上記指標を成果指標として設定した理由

(3) 実施計画(※6)

(4) 直接指標(※7)

項目	単位	基準値 ※2 (○年度)	※3 当該年度目標	最終年度目標 ※8 (○年度)	検証 ※5 データ等

(※1) 事業の実施によって最終的(将来的)に達成すべき成果(アウトカム)を指標とすること。可能であれば(3)実施計画の区分ごとに対応する項目を設定すること。

(※2) 初年度の事業開始前の数値(直近の値)を記載すること。

(※3) 当該年度末時点の目標値を記載すること。

(※4) 事業開始から5～10年後を目安とした中長期の目標値を記載すること。

(※5) 基準値や目標の根拠となったデータについて記載すること。

(※6) 事業の区分(事業における取り組みの柱立て)ごとに、当該年度の実施計画を具体的に記載すること。

(※7) 事業の実施によって直接的に提供されるサービス、情報、開発される技術、実施される研修会等の具体的数値(アウトプット)を指標とし、(3)実施計画の区分ごとに対応する項目を設定すること。

(※8) 事業期間における最終年度末時点の目標値を記載すること。

8 補助事業の内容及び所要経費

9 補助金振込先予定金融機関名

金融機関名○○○(金融機関コード○○○) ○○○支店(支店コード○○○○)
普通・当座 口座№○○○○号 口座名義 ○○○○○○(フリガナ)

10 添付書類

「競走馬生産振興事業実施上の注意事項」に記載の書類を添付すること

様式第2号

〇〇年度競走馬生産振興事業変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地

名 称

代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認されたく競走馬生産振興事業補助実施要綱第8条第2号の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分※交付決定通知に記載の金額を()書きで上に書くこと。

区分	補助事業に 要する経費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	備考
		協 会							
	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円		
計									

3 変更する理由

4 変更する内容(指定したものの数量の2割を超えるもの)

区 分	名 称	数量(面積、長さ、頭数、回数、人数等)
変更前		
変更後		

5 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画

6 補助事業の内容及び所要経費

7 添付書類

選定申請書に添付したもので、その後変更のあったものについては変更後の書類又は
図面

様式第3号

〇〇年度競走馬生産振興事業延期承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地
名 称
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業について下記の理由により、予定の期間内に完了の見込みがないので、完了期日の延期を承認されたく競走馬生産振興事業補助実施要綱第8条第3号の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 延期する理由

3 延期後の完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

4 補助事業の内容、所要経費及び延期期間

区分	名称	金額	延期期間					当初完了月日迄の見込み事業量(%)
			9.30	12.31	3.31	6.30	9.30	

5 添付書類

(ア) 施設設置事業にあつては、施工者の作成した施設ごとの延期承認申請書提出時における工事別出来高が明らかとなる書類

(イ) 今後の遂行計画書(工程表)

様式第4号

〇〇年度競走馬生産振興事業中止(廃止)報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地
 名称
 代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記の事由により中止(廃止)のやむなきに至りましたので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第8条第5号の規定により報告します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	備考
		協会							
	円	円	円	円	円	円			
計									

3 中止(廃止)の理由

様式第5号

〇〇年度競走馬生産振興事業廃用処分承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地
名 称
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって確定(交付決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり廃用処分をしたいので、承認されたく競走馬生産振興事業補助実施要綱第8条第6号の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要した(要する) 経費	補助対象 事業費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金 の 担保状況	備考
			協会							
	円	円	円	円	円	円	円	円		
計										

3 廃用処分する理由

4 廃用処分の内容

- (1) 処分しようとする財産
- (2) 処分の方法

5 処分後の補助事業に関連する事業の実施計画

6 添付書類

- (1) 廃用処分にかかる事業実施主体の総会又は役員会議事録の写し
- (2) 当該財産の廃用処分承認申請時の簿価が明らかとなる書類
- (3) 家畜を廃用する場合にあつては、獣医師の診断書の写し

様式第6号

〇〇年度競走馬生産振興事業完了報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地
 名 称
 代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号による補助金の交付の決定の通知(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号による変更承認通知)(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号による延期承認通知)に基づいて下記のとおり事業を完了しましたので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第13条第1項の規定により報告します。

なお、併せて精算額〇,〇〇〇円の交付を請求します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した経費の配分及び負担区分※交付決定通知に記載の金額を()書きで上に書くこと。

区分	補助事業に要した経費	補助対象事業費	補助金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考
			協会	(都道府県)						
	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円		
計										

(注)ア 仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とし、備考欄に「含む税額」と明示すること。

イ 消費税及び地方消費税仕入控除の適用を受けない場合は、備考欄に「税該当なし」と明示すること。

3 補助事業の実施場所

4 補助事業を完了した期日 〇〇年〇〇月〇〇日

5 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施状況

(注) 選定申請書の様式を参考にして記載すること。

6 補助事業の内容及び所要経費

(注) 交付決定通知内容を参考に、備考欄には支出内容等を具体的且つ詳細に記載すること。

7 補助金振込先予定金融機関名

金融機関名○○(金融機関コード○○○) ○○○支店(支店コード○○○○)
普通・当座 口座№○○○○号 口座名義 ○○○○○○(フリガナ)

(注) 金融機関コード、支店コードは必ず記入すること。

選定申請時又は直近の概算払申請時の金融機関名に変更がない場合は「—」を記入すること。

8 添付書類

「競走馬生産振興事業実施上の注意事項」に記載の書類を添付すること

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒所在地
名称
代表者氏名

〇〇年度に実施した競走馬生産振興事業(事業名)について、下記により事業の実施状況等
等を評価したので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第 13 条第2項の規定により報告
します。

記

- 1 補助事業名
- 2 事業実施主体等 (間接補助事業者を含む)
- 3 事業の実施期間 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 事業の概要 (事業の計画、事業の必要性、意義等を記載)
(注) 選定申請書及び完了報告書の内容と整合性を図り、記載すること。
- 5 事業の評価 (必要性、効率性、有効性等を具体的に記載)

(1) 成果指標

項目	単位	基準値 ※1 (〇年度)	※1 当該年度目標	※2 当該年度実績	中長期目標 ※1 (〇年度)	検証 ※1 データ等

(2) 当該年度実績 (成果指標) に対する自己評価

(3) 直接指標

項目	単位	基準値 ※1 (〇年度)	※1 当該年度目標	※2 当該年度実績	最終年度目標 ※1 (〇年度)	検証 ※1 データ等

(4) 当該年度実績 (直接指標) に対する自己評価

(※1) 選定申請書に記載した数値等を記載すること。

(※2) 当該年度末時点の実績値を記載すること。

6 事業の支障となっている事項及び改善事項

事業区分	支障となっている事項	具体的な改善策

--	--	--

7 特記事項

(注) 上記4～6に記載した以外の事項について、特に記載すべき事項がある場合にのみ記載すること。

8 添付書類（報告上必要となる書類は、添付すること）

様式第8号

〇〇年度競走馬生産振興事業仕入れに係る消費税等相当額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地
名 称
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって交付の決定の通知(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号による変更承認通知)(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号による延期承認通知)のありました補助事業に係る補助金について、競走馬生産振興事業補助実施要綱第13条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額〇,〇〇〇円を返還します。(返還がある場合、記載すること))。

記

- 1 補助事業名
- 2 競走馬生産振興事業補助実施要綱第14条の補助金の額の確定額
(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号による額の確定通知額)
〇,〇〇〇円
- 3 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額・・・A
〇,〇〇〇円
- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額・・・B
〇,〇〇〇円
- 5 補助金返還相当額・・・(B-A)
〇,〇〇〇円
- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

- 7 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
- 8 添付書類 上記4,6及び7の内訳等が明らかとなる書類

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地
 名 称
 代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって確定(交付の決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり処分をしたいので、承認されたく競走馬生産振興事業補助実施要綱第19条第2項の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要した(する) 経費	補助対象 事業費	補 助 金			自己 資金	借入 金	寄付 その他	借入金 の 担保状況	備考
			協会							
	円	円	円	円	円	円	円	円		
計										

3 財産処分する理由

4 財産処分の内容

- (1) 処分しようとする財産
- (2) 処分の方法

5 処分後の補助事業に関連する事業の実施計画

6 添付書類

- (1) 財産処分にかかる事業実施主体の総会又は役員会議事録の写し
- (2) 当該財産の財産処分承認申請時の簿価が明らかとなる書類
- (3) 譲渡又は交換する場合にあっては、譲渡又は交換を受ける者が協会に対して要綱の規定及び交付の決定の条件にしたがって財産を使用する旨を明記した誓約書
- (4) 貸付けする場合にあっては、借受者が貸付者に対して当該財産を当初の目的どおり使用する旨を明記した誓約書の写し
- (5) 担保に供する場合にあっては、借入金の使用目的、借入先、借入の条件及び返済計画を明記した書類

様式第 10 号

〇〇年度競走馬生産振興事業滅失報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地
 名称
 代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって確定(交付の決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり滅失したので、競走馬生産振興事業補助実施要綱第 20 条第2項の規定により報告します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要した(する) 経費 円	補助対象 事業費 円	補 助 金			自己 資金 円	借入金 円	寄付 その他 円	借入金 の 担保状況	備考
			協会 円	円	円					
計										

3 滅失した財産

4 滅失した理由

5 滅失後の補助事業に関連する事業の実施計画

6 添付書類

- (1) 当該財産の滅失時の簿価が明らかとなる書類
- (2) 家畜を滅失した場合にあっては、獣医師が作成した検案書の写し

様式第 11 号

〇〇年度競走馬生産振興事業事前着工の協議について

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地
名 称
代表者氏名

〇〇年度において、競走馬生産振興事業の選定申請を予定(又は、選定申請を)しておりますので、下記条件を了承のうえ、地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱第7条第1項の規定に基づき、別添の内容について協議を申し入れます。

記

- 1 補助事業の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は補助事業の選定申請を予定(又は、選定申請を)している者が負担すること。
- 2 補助事業として一部若しくは全部が選定されない場合又は補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請予定額(又は、交付申請額)に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 概算事業費に含まれていない項目については、原則として、補助の対象にならないこと。
- 4 この協議が整うまでは着工しないこと。

※別添として以下の内容を記載した書類をあわせて提出すること。

事業実施主体候補者名	事業名	事業内容	概算事業費	着工予定 年月日	完了予定 年月日	事前着工 の理由

様式第 12 号

〇〇年度競走馬生産振興事業事前着手の届け出について

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地
名 称
代表者氏名

〇〇年度において、競走馬生産振興事業の選定申請を予定(又は、選定申請を)しておりますので、下記条件を了承のうえ、地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱第7条第2項の規定に基づき、別添の内容について届け出ます。

記

- 1 補助事業の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は補助事業の選定申請を予定(又は、選定申請を)している者が負担すること。
- 2 補助事業として一部若しくは全部が選定されない場合又は補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請予定額(又は、交付申請額)に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 概算事業費に含まれていない項目については、原則として、補助の対象にならないこと。

※別添として以下の内容を記載した書類をあわせて提出すること。

事業実施主体候補者名	事業名	事業内容	概算事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	事前着手 の理由

様式第 13 号

〇〇年度競走馬生産振興事業概算払交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒所在地
名称
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって補助金の交付の決定の通知のありました補助事業については、地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱第 15 条第2項の規定により、下記のとおり概算払交付を申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金 の 担保状況	備考
		協会							
	円	円	円	円	円	円	円		
計									

(注) 選定申請書に記載した内容を記載のこと。

3 概算払を必要とする理由

4 概算払申請額の交付の決定の額に対する比率(交付率)が 50%を上回る場合、その理由

5 概算払申請額

経費区分	交付の決定の額(A)	概算払申請額(B)	交付率(B/A)	備考
	円	円	%	

(注) 交付率は小数点以下第二位を切り上げた数値を記載すること。

6 補助金振込先金融機関名

金融機関名〇〇〇(金融機関コード〇〇〇) 〇〇〇支店(支店コード〇〇〇〇)

普通・当座 口座No 〇〇〇〇号 口座名義 〇〇〇〇〇〇(フリガナ)

(注) 金融機関コード、支店コードは必ず記入すること。

選定申請時の金融機関名に変更がない場合は「一」を記入すること。

7 添付書類

中間状況報告書(事業の進捗状況が明らかとなるもの)

(令和6年度)

競走馬生産振興事業補助実施要綱

要綱別表に掲げる「その他」事業等特に必要と認められる事業の要件設定



地方競馬全国協会

I 競走馬の改良増殖推進事業 (2) その他 軽種馬の生産育成指導

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>軽種馬の改良増殖とその流通の円滑化を図るため、軽種馬の生産育成指導を全国的な規模で行うものであること。</p>	<p>第2条第2項各号に掲げる団体</p>	<p>生産育成指導費 推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、旅費、会議費、会場借上料、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額 定額</p>	<p>令和5年度から5年間以内</p>	<p>(全事業に共通する事項) 競走馬生産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・技術料を補助の対象とする事業にあつては、給与規程、就業規則及び旅費規程 ・備品(単価10,000円以上のもの)の見積書及びカタログ ・生産育成指導計画書</p>	<p>(全事業に共通する事項) 競走馬生産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・補助事業により取得した備品(単価10,000円以上のもの)の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真 ・補助事業により作成した成果物</p>	<p>(全事業に共通する事項) 競走馬生産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・技術料を補助の対象とする事業にあつては、給与台帳、出勤簿、給与規程及び就業規則 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・備品の納品書、請求書及び領収書 ・会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書</p>

I 競走馬の改良増殖推進事業（2）その他 牝馬競走活性化対策(牝馬限定シリーズ競走支援)

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>ア 牝馬の活躍の舞台を広げ、交流を促進することにより魅力ある牝馬の競走を目指すとともに、活躍馬を産地に還元し、更なるレベルアップを図ることを目的に世代別牝馬重賞シリーズ(グランダム・ジャパン)のポイント獲得上位馬の馬主及び調教師に対しボーナス賞金を交付するものであること。</p> <p>イ 補助の対象とする競走は、地方競馬主催者が行う対象競走、交付条件等を定めた交付要領に基づき実施されるものであること。</p> <p>ウ 地方競馬主催者の競走番組表(決定)には「グランダム・ジャパン対象競走」である旨が明記されていること。</p>	<p>第2条第2項各号に掲げる団体</p>	<p>ボーナス賞金費 推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、旅費、会議費、会場借上料、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額 定額</p>	<p>令和5年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に共通する事項) 競走馬生産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・ボーナス賞金交付要領 ・グランダム・ジャパン対象競走実施計画書 ・競馬の実施に関する事務を委託された者にあつては、当該業務委託契約書の写し</p>	<p>(全事業に共通する事項) 競走馬生産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・グランダム・ジャパン対象競走実施報告書 ・ボーナス賞金交付一覧表</p>	<p>(全事業に共通する事項) 競走馬生産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な保存書類) ・ボーナス賞金交付要領 ・グランダム・ジャパン対象競走実施報告書 ・ボーナス賞金交付一覧表 ・支払明細表(ボーナス賞金対象競走に限り、交付日、交付額、交付対象者等が明記されている書類) ・競馬の実施に関する事務を委託された者にあつては、当該業務委託契約書</p>

I 競走馬の改良増殖推進事業(2) その他 牝馬競走活性化対策(牝馬限定2歳競走支援)

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類
<p>ア 牝馬の所有意欲の高揚と併せて牝馬限定競走の維持・拡大を図るため、牝馬限定2歳競走に副賞を交付するものであること。</p> <p>イ 補助の対象とする競走は、地方競馬主催者が行う副賞対象競走、交付条件等を定めた交付要領に基づき実施されるものであること。</p> <p>ウ 地方競馬主催者の競走番組表(決定)には「NAR 牝馬限定競走勝馬馬主への副賞贈呈事業対象競走」である旨が明記されていること。</p>	<p>第2条第2項各号に掲げる団体</p>	<p>副賞費</p> <p>推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、旅費、会議費、会場借上料、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和5年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に共通する事項) 競走馬生産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> 副賞交付要領 副賞対象競走実施計画書 競馬の実施に関する事務を委託された者にあつては、当該業務委託契約書の写し 	<p>(全事業に共通する事項) 競走馬生産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> 副賞対象競走実施報告書 副賞交付一覧表 	<p>(全事業に共通する事項) 競走馬生産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な保存書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> 副賞交付要領 副賞対象競走実施報告書 副賞交付一覧表 支払明細表(副賞対象競走に限り、交付日、交付額、交付対象者等が明記されている書類) 競馬の実施に関する事務を委託された者にあつては、当該業務委託契約書

I 競走馬の改良増殖推進事業（2）その他 生産者支援対策

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類
<p>ア 競走用馬生産の安定的維持・振興のため、生産牧場賞を交付するものであること。</p> <p>イ 補助の対象とする競走は、NAR 生産牧場賞対象競走、交付条件等を定めた NAR 生産牧場賞交付規程に基づき実施されるものであること。</p> <p>ウ 地方競馬主催者の競走番組表(決定)には「NAR 生産牧場賞対象競走」である旨が明記されていること。</p>	<p>第2条第2項各号に掲げる団体</p>	<p>生産牧場賞金費 推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、旅費、会議費、会場借上料、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額 定額</p>	<p>令和5年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に共通する事項) 競走馬生産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・NAR 生産牧場賞交付規程 ・生産牧場賞対象競走実施計画書 ・競馬の実施に関する事務を委託された者にあつては、当該業務委託契約書の写し</p>	<p>(全事業に共通する事項) 競走馬生産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・生産牧場賞対象競走実施報告書 ・生産牧場賞交付一覧表</p>	<p>(全事業に共通する事項) 競走馬生産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・NAR 生産牧場賞交付規程 ・生産牧場賞対象競走実施報告書 ・生産牧場賞交付一覧表 ・支払明細表(生産牧場賞対象競走に限り、交付日、交付額、交付対象者等が明記されている書類) ・競馬の実施に関する事務を委託された者にあつては、当該業務委託契約書</p>

I 競走馬の改良増殖推進事業 (2) その他 ばんえい競走馬 DNA 検査推進対策

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>重種馬の血統の正確性を確実にするため、繁殖登録馬及びばんえい競馬出走馬のDNA検査を実施するものであること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>重種馬 DNA 検査費 (検査費、検査旅費等)</p> <p>推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和6年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 競走馬生産振興事業実施上の注意事項のII添付書類等に記載のとおり</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 競走馬生産振興事業実施上の注意事項のII添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・DNA検査馬一覧</p>	<p>(全事業に必要な保管書類) 競走馬生産振興事業実施上の注意事項のII添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・DNA検査結果一覧</p>

I 競走馬の改良増殖推進事業（2）その他 優良2歳馬導入促進対策

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類
<p>ア 競走用馬の生産の振興に資するとともに地方競馬における優良な2歳競走馬の導入を促進するため、競走に付加する賞金（以下「付加賞金」という。）を交付するものであること。</p> <p>イ 補助の対象とする競走は、当該事業実施主体が行う付加賞金対象競走、交付条件等を定めた規程（以下「付加賞金交付規程」という。）に基づき実施されるものであって、次の要件を満たす競走であること。</p> <p>（ア）2歳馬競走であること。 ただし、やむを得ない事由により12月までに対象競走を実施できない場合は、3歳馬競走を対象とすることができる。</p> <p>（イ）当該事業実施主体で前年に実施された同水準の競走と同程度の賞金額を維持している競走であること。</p> <p>ウ 当該事業実施主体の競走番組表（決定）には「優良2歳馬導入促進事業対象競走」である旨を明記すること。</p>	<p>地方競馬主催者 （競馬法第21条及び競馬法施行令第16条の規定に基づき、競馬の実施に関する事務を委託された者を含む。）</p>	<p>付加賞金費</p>	<p>定額</p>	<p>令和5年度から3年間以内</p>	<p>（全事業に共通する事項） 競走馬生産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり</p> <p>（当該事業に必要な添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図 納税対応状況確認表 当該補助事業に係る担当者名簿 付加賞金交付規程 付加賞金対象競走実施計画書 競馬の実施に関する事務を委託された者については、当該業務委託契約書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業申請書又は変更承認申請書の添付書類で、その後変更したもの。 完了報告書の提出にあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して報告する場合には、その積算の内訳等が明らかとなる書類 付加賞金対象競走実施報告書 付加賞金交付一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業関係往復文書（差し替えた場合は、差し替え後のもの） 補助事業に関する収入・支出関係帳簿（元帳、伝票、財務諸表、金銭出納簿、貯金通帳等） 補助事業に関する総会及び役員会の議事録 補助事業及び補助事業に関連する事業の運営状況が明らかとなる書類（予算書、事業報告書、決算報告書等） 消費税及び地方消費税納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税納税等が明らかとなる書類（消費税及び地方消費税に係る申告書及びその積算の内訳等が明らかとなる書類） 付加賞金交付規程 付加賞金対象競走実施報告書 付加賞金交付一覧表 競走番組表〔決定〕（付加賞金対象競走に限る。） 競走成績表（付加賞金対象競走に限る。） 支払明細表（付加賞金対象競走に限り、交付日、交付額、交付対象者等が明記されている書類） 競馬の実施に関する事務を委託された者にあつては、当該業務委託契約書

I 競走馬の改良増殖推進事業 (2) その他 競走馬の産地循環推進事業

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>地方競馬の競馬場及びきゅう舎地区において、競走馬の健康面・安全面の向上を図り、産地への循環を推進するために必要な施設・設備を整備（以下「施設等整備」という。）するものであること。</p>	<p>地方競馬主催者（競馬法第21条及び競馬法施行令第16条の規定に基づき、競馬の実施に関する事務を委託された者を含む。）</p> <p>地方競馬場の施設を所有する法人</p>	<p>施設等整備費（専ら競走馬の暑熱対策に係る施設等整備費、専ら競走馬の脚元の保護を目的とした施設等整備費）</p>	<p>定率 ・1/2以内 ・補助金限度額1億円/1事業実施主体</p>	<p>令和6年度から3年間以内</p>	<p>（全事業に必要な添付書類） 競走馬生産振興事業実施上の注意事項のII添付書類等に記載のとおり</p> <p>（当該事業に必要な添付書類） ・施設等の設置場所が明らかとなる配置図 ・構築物の平面図、立面図並びに経費見積書の写し ・機械器具及び設備の見積書、カタログ又は設計図の写し</p>	<p>（全事業に必要な添付書類） 競走馬生産振興事業実施上の注意事項のII添付書類等に記載のとおり</p> <p>（当該事業に必要な添付書類） ・施設等整備に必要なもの ア 構築物、機械器具及び設備の完成後の配置図 イ 構築物の完成後の平面図及び立面図 ウ 領収書(未払分については請求書)の写し エ 完成後の概観及び構造の概況が明らかとなるカラー写真(写真は原則として1基又は1台ごとにその設置状況が明らかとなるもの)</p>	<p>（全事業に必要な保管書類） 競走馬生産振興事業実施上の注意事項のII添付書類等に記載のとおり</p>

Ⅱ 競走馬の防疫衛生対策事業（2）その他 競走馬防疫促進対策

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類
地方競馬における馬の自衛防疫体制を確立し、防疫体制の強化を全国的な規模で図るものであること。	第2条第2項各号に掲げる団体	競走馬防疫促進対策費	定額	令和5年度から3年間以内	(全事業に共通する事項) 競走馬生産振興事業実施上の注意事項に記載の通り	(全事業に共通する事項) 競走馬生産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な添付書類) ・補助事業により取得した備品（単価10,000円以上のもの）の領収書（未払分については請求書）の写し及びカラー写真 ・補助事業により作成した成果物	(全事業に共通する事項) ・競走馬生産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な保管書類) ・技術料を補助の対象とする事業にあつては、給与台帳、出勤簿、給与規程及び就業規則 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・備品の納品書、請求書及び領収書 ・会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書

Ⅱ 競走馬の防疫衛生対策事業（2）その他 育成馬等の予防接種対策

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類
<p>地方競馬において育成馬等を疾病から保護するために実施するワクチン接種であること。</p>	<p>第2条第2項各号に掲げる団体</p>	<p>予防接種対策費 (ワクチン代、獣 ・医師手数料)</p>	<p>定額</p>	<p>令和5年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に共通する事項) 競走馬生産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p>	<p>(全事業に共通する事項) 競走馬生産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p>	<p>(全事業に共通する事項) 競走馬生産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・補助事業に係る請求書及び領収書</p>